明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報　号外

昭和六十一年二月十五日

○第百四回国会　参議院会議録第五号

昭和六十一年二月十五日（土曜日）
午後零時三十二分開議

○議事日程　第五号
昭和六十一年二月十五日
午後零時三十分開議
第一　昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第二　昭和六十年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆議院提出）
第三　昭和六十年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第四　特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法案（内閣提出、衆議院送付）

○本日の会議に付した案件
一、国家公務員等の任命に関する件
一、昭和六十年度一般会計補正予算（第1号）
一、昭和六十年度特別会計補正予算（特第1号）
以下　議事日程のとおり

○議長（木村睦男君）　これより会議を開きます。
この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。
内閣から、国家公安委員会委員に平岩外四君を、
中央社会保険医療協議会委員に伊東光晴君、舘龍一郎君を、
航空事故調査委員会委員長に武田峻君を、同委員に東昭君、榎本善臣君、幸尾治朗君、西村淳君を、
労働保険審査会委員に浦田純一君、溝邊秀郎君を
任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。
まず、国家公安委員会委員の任命について採決をいたします。
内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長（木村睦男君）　過半数と認めます。
よって、これに同意することに決しました。
次に、中央社会保険医療協議会委員、航空事故調査委員会委員長及び航空事故調査委員会委員のうち東昭君の任命について採決をいたします。
内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長（木村睦男君）　総員起立と認めます。
よって、全会一致をもっていずれも同意することに決しました。
次に、航空事故調査委員会委員のうち榎本善臣君、幸尾治朗君、西村淳君の任命について採決をいたします。
内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長（木村睦男君）　過半数と認めます。
よって、これに同意することに決しました。
次に、労働保険審査会委員の任命について採決をいたします。
内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長（木村睦男君）　過半数と認めます。
よって、これに同意することに決しました。

○議長（木村睦男君）　この際、日程に追加して、昭和六十年度一般会計補正予算（第1号）
昭和六十年度特別会計補正予算（特第1号）
以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（木村睦男君）　御異議ないと認めます。
まず、委員長の報告を求めます。予算委員長安田隆明君。

審査報告書
昭和六十年度一般会計補正予算（第1号）
昭和六十年度特別会計補正予算（特第1号）
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。
昭和六十一年二月十五日
予算委員長　安田　隆明
参議院議長　木村　睦男殿

要領書
一、委員会の決定の理由
昭和六十年度一般会計補正予算（第1号）は、歳出において、(1)災害復旧費の追加、(2)給与改善費、(3)国民健康保険助成費等の義務的経費の追加等合計で一兆五百四十四億九千八百万円の追加を行い、他方、既定経費の節減、予備費の減額等により、三千三百十二億五千九百万円の修正減少を行うこととしている。歳入においては、租税及び印紙収入について、最近までの収入実績等を勘案して四千五十億円の減収を見込むとともに、専売納付金の増、政府資産整理収入の増、雑収入の増及び前年度剰余金受入二千五十四億千五百万円を計上するほか、七千五百八十億円の公債を増発することとしている。
この結果、昭和六十年度一般会計予算の総額は、歳入歳出ともそれぞれ七千二百三十二億三千九百万円増額され、五十三兆二千二百二十八億八千二百万円となる。
昭和六十年度特別会計補正予算（特第1号）は、一般会計予算補正に関連して、厚生保険特別会計、道路整備特別会計等十三特別会計について所要の補正を行うこととしている。
右の措置は、当初予算の作成後の事由に基づき、特に緊要となったものについての予算措置であり、おおむね妥当なものと認める。

昭和六十年度一般会計補正予算（第1号）
右は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
昭和六十一年二月十三日
参議院議長　木村　睦男
衆議院議長　坂田　道太殿

昭和六十年度特別会計補正予算（特第1号）
右は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
昭和六十一年二月十三日
参議院議長　木村　睦男
衆議院議長　坂田　道太殿

○安田隆明君　登壇、拍手
〔安田隆明君登壇〕
ただいま議題となりました昭和六十年度一般会計補正予算（第1号）、同特別会計（特第1号）の委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。
今回の補正は、災害復旧費、給与改善費及び義務的経費の追加等、当初予算作成後に生じました事由に基づき、緊要となった事項等について措置を講じ、他方、既定経費の節減、予備費の減額及び公債の増発等により財源の確保を図ることといたしております。
一般会計の歳出追加額は一兆五百四十五億円、

他方、修正減額が三千三百十三億円行われておりますので、歳出の純追加額は七千二百三十二億円となります。

歳入については、最近までの収入実績を勘案し、租税収入で四千五十億円の減収を見込み、他方、公債収入七千五百八十億円、前年度剰余金受け入れ二千五十四億円等を見込んで、歳入の増加額は歳出の純増加額と同額といたしております。

この結果、補正後の一般会計予算総額は、当初予算の歳入歳出にそれぞれ純増加額を加えた五十三兆二千二百二十九億円となります。

また、特別会計予算の補正は、一般会計予算の補正に関連して、厚生保険特別会計等十三の特別会計の補正が行われております。

補正予算二案は一月二十四日国会に提出され、一月三十一日竹下大蔵大臣より趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付を待って、二月十四、十五の両日、中曽根総理大臣及び関係各大臣に対し国政全般にわたり広範な質疑が行われましたが、以下質疑の主なるもの若干につき、その要旨を御報告申し上げます。

まず、補正予算に関し、「近年、予備費の大幅な取り崩しと多額な不用額等が補正財源として恒常化している。当初予算の編成に問題はないか。五十九年度決算純剰余金全額を一般財源に充てるのは、公債償還に充当するとの財政法及び従来の政府公約に違反する。退職者医療制度の実施により生じた市町村国保の赤字は、政府の加入者見込みの間違いによるもので、全額補てんは当然ではないか」との質疑があり、これに対し、竹下大蔵大臣及び今井厚生大臣より、「厳しい環境の中で当初予算は編成しており、補正目当ての甘い査定はしていない。六十年度の予備費の使用実績は前年を上回り、取り崩し額は減っており、補正段階での追加需要を考え取り崩し額を決定したものである。当初予算の査定では厳しい歳出削減の努力をしたが、不用額は予算執行の過程で、員数、単価等に狂いが生じたものであり、節約は新たな財政需要に対処するため、一律の節約等を含め、ぎりぎりの努力によってつくり出したものである。剰余金については、公債償還に積み立てる基本方針は堅持しており、財源的に許せば国債整理基金に繰り入れたい。しかし、補正予算では追加需要が多額に上る一方、税収が減って特例公債の追加発行を余儀なくされたので、その追加を小幅にとどめるために臨時異例の措置として、すべての純剰余金を一般財源に充当することとし、特例法案を提出している。厚生省の調査によれば、国保への影響額は二千八十億円だが、厳しい財政事情もあり、国としては国保の運営に支障がないよう千三百六十七億円を補正予算に計上したものである」旨の答弁がありました。

為替レートの動向に関連し、「円は百七十円台に近づいており、内外情勢を考慮し、一月に続き公定歩合をさらに引き下げるべきではないか。行き過ぎた円高を是正するのに逆介入すべきではないか。ドル急落の可能性はあるか」との質疑があり、これに対し、竹下大蔵大臣及び澄田日本銀行総裁より、「一月の公定歩合引き下げは当面の総合判断の上で決めたもので、現在その効果を見守っており、追加引き下げは考えていない。現在の円高は市場の自律的動きによるものでドル買い介入は考えていない。ドルの急落は各国とも回避することで一致しており、その懸念はない」旨の答弁がありました。

なお、質疑は国鉄再建、分割・民営問題を初め、広範多岐にわたり行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

本日をもって質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して久保田委員が反対、自由民主党・自由国民会議を代表して水谷委員が賛成、公明党・国民会議を代表して太田委員が反対、日本共産党を代表して佐藤委員が反対、民社党・国民連合を代表して井上委員が反対の旨、それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、昭和六十年度補正予算二案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（木村睦男君）　両案に対し、討論の通告がございます。発言を許します。粕谷照美君。

〔粕谷照美君登壇、拍手〕

○粕谷照美君　私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました昭和六十年度補正予算二案に対し、反対の討論を行います。

「増税なき財政再建」という美辞麗句の政治スローガンをにしきの御旗に掲げて政府が推進しております行政改革は、社会保障制度を初めとした国民生活に関連する諸制度を改悪し、福祉、教育、医療等に対する補助、給付を抑え、大幅に削減をするという、行政改革ならぬ行政改悪であります。さらには、所得税減税と福祉減税を中心とした政策減税を実施するどころか、実質的には増税し、各種公共料金の引き上げ等によって国民負担を増加させ、生活環境の破壊をもたらすという悪政であります。

政府の輸出主導の経済政策は、国際的には深刻な貿易摩擦を生み、国内的には、先ほど述べましたように、国民生活や福祉、社会資本の充実が犠牲になるという行き詰まりの状況をもたらしました。加えて、昨年秋のG5以降もたらされた急激な円高のデフレ効果によって中小企業の収益は大きく圧迫され、円高倒産が各地で発生するという厳しい状況となっております。また、昨年十二月の失業率は二・九％と、史上最悪の記録となるなど、中曽根内閣の経済政策の失敗は、河本前国務大臣を初め与党の中からすら厳しい批判の声が上がっているのであります。

このような危機的な状況の中で、国の内外から内需拡大を求める声はほうはいとして起こり、政府の経済政策の転換を求めております。このことは、対米輸出を中心とする我が国経済の外需依存体質を放置し続けてきた政府・自民党の経済運営の明らかな失敗であると断ぜざるを得ません。すなわち、国内的に見ても、また対外的に見ても、積極的な経済政策の転換が求められているのであります。こうした状況にありながら、軍事費のみを聖域として突出させ、大幅な減税の早期実現要求を無視し、政策転換を迫る内外の世論に背を向け、先送りして、その場限りを決め込む政府に対し、私はこの際猛省を促し、以下、本補正予算に反対する主な理由を申し述べてまいります。

反対理由の第一は、ただいま私が指摘しましたとおり、中曽根内閣の経済政策の失敗が景気を後退させ、税収欠陥をもたらし、その結果、赤字国債の増発に追い込まれ、ついに六十五年度赤字国債発行ゼロの政府公約が破綻に追い込まれてしまっている点であります。

今年度の税収の伸びは当初予算における見積もりを大きく下回り、今次補正予算において当初見込みより四千五十億円に上る税収の減額修正を余儀なくされたところであります。そして、それに見合う特例公債が追加発行され、災害復旧費の追加額に合わせて建設公債が三千五百億円発行されました。一方、先般発表された昨年十二月の税収の伸びは前年比六・七％増にとどまり、当初予算での一〇・四％増はおろか、補正予算に向けて下方修正した九・三％すら確保できないほど低調な動きとなっております。この原因は、挙げて中曽根内閣の経済運営の失敗によるものであり、また、当初予算の帳じりを合わせるための過大な税収見積もりの誤りが露呈したものと言わざるを得ません。

反対理由の第二は、対外経済不均衡に対し有効な対策が立てられていないということであります。

内需拡大策の一環として、一般公共事業について国庫債務負担行為の追加が行われておりますが、約一千四百五十億円と規模が不十分であるばかりか、余りにも無計画であります。人事院勧告を完全に実施し、所得税減税、住宅減税、教育減税などの政策減税を大胆に実行し、社会保障制度を充実させ、個人消費の拡大を図るとともに、下水道設備を初めとした生活基盤整備中心の公共事業の計画的遂行が内需拡大を実現するためには不可欠の方策なのであります。

反対理由の第三は、本来ならば当然当初予算を組む段階において計上しなければならない経費を当初予算に計上しなかったために、経費の追加に対処するため、本補正予算において措置を講ぜざるを得なくなってきているということであります。

補正予算は、当初予算作成後に生じた事由に基

づき、特に緊要となった事項等について措置を講ずるために編成されるものであることは、今さら私が申すまでもないところであります。この点でまず問題になりますのは、給与改善費についてであります。人事院勧告を完全実施するための経費を政府は当初予算において一％しか計上しておりません。人事院勧告に反して実施時期をおくらせ、値切ったことは絶対に認めることはできません。しかも、六十一年度当初予算においても給与改善のための経費を全く計上していないことは言語道断であります。

昨年末、経済審議会は、経済成長の成果は賃金や労働時間の短縮に適切に配分すべきだと報告しており、最近、日商の五島会頭も、賃金の抑制をやるべきではない旨の発言をしているのであります。これらの報告や発言を政府は真剣に受けとめ、公務員の労働基本権を剝奪した代償措置としての人事院勧告の完全実施に責任を持つべきであります。

反対理由の第四は、退職者医療制度の加入者数の大幅な見込み違いによる責任を放棄し、そのしわ寄せを国民と財政力の弱い国保に転嫁させている点であります。

以上、反対の理由を幾つか申し述べましたが、最後に、民間の調査によれば、勤労者の実質可処分所得が前年度対比で減少し、国民の重税感と不公平税制に対する関心がますます高まっていることにかんがみ、政府の税制改革について付言をいたします。

国民の消費力を高めて内需の拡大を図るためには、賃金の大幅な引き上げとともに減税が極めて重要であります。税制改革に当たって、減税の財源を大型間接税など大衆増税に求めるやり方でなく、国会での論戦を生かし、不公平税制を正して、実質国民所得の増加をもたらす所得減税を中心とする大幅な減税を実行されるよう強く提言をしまして、私の反対討論を終わります。（拍手）

○議長（木村睦男君）　これにて討論は終局いたしました。

○議長（木村睦男君）　これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（木村睦男君）　過半数と認めます。

よって、両案は可決されました。

○議長（木村睦男君）　日程第一　昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長小山一平君。

審査報告書

昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年二月十四日

建設委員長　小山　一平

参議院議長　木村　睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、道路整備事業の実施の一層の促進を図るため、昭和六十年度における道路整備費の財源の特例等を設けるものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律案施行のため、昭和六十年度道路整備特別会計補正予算に受入額として二百九十九億四千三十三万円が計上されている。

昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十一年二月十三日

衆議院議長　坂田　道太

参議院議長　木村　睦男殿

昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律（昭和五十九年法律第二号）の一部を次のように改正する。

題名中「昭和五十九年度」の下に「及び昭和六十年度」を加える。

第二項中「「第一号に掲げる額」と」を「「第一号に掲げる額」と、「控除した額）」とあるのは「控除した額）及び当該年度の前年度の揮発油税等の収入額の予算額が同年度の揮発油税等の収入額の決算額に不足するときの当該不足額の合算額」と」に改める。

本則に次の一項を加える。

3　昭和六十一年度における道路整備緊急措置法第三条の規定の適用については、同条第一項中「次の各号に掲げる額の合算額」とあるのは、「第一号に掲げる額」とする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　道路整備緊急措置法（昭和三十三年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「昭和六十一年度及び」を削り、「それぞれ当該各年度の前前年度」を「昭和六十年度」に改める。

〔小山一平君登壇、拍手〕

○小山一平君　ただいま議題となりました昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、道路事業の一層の促進を図るため、昭和五十九年度の揮発油税等の収入額の決算額が予算額を上回ったことによって生じた決算調整額を、繰り上げて昭和六十年度の道路整備費の財源に充てようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より反対の意見が述べられ、続いて、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（木村睦男君）　これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（木村睦男君）　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長（木村睦男君）　日程第二　昭和六十年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆議院提出）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長山本富雄君。

審査報告書

昭和六十年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年二月十四日

大蔵委員長　山本　富雄

参議院議長　木村　睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和六十年度に政府から交付される水田利用再編奨励補助金について、個人に

ついてはこれを一時所得に係る収入金額とし、法人については圧縮記帳の特例を設けることにより、それぞれその負担を軽減しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に伴う租税の減収見込額は、昭和六十年度約八億円である。

昭和六十年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和六十一年二月七日

衆議院議長　坂田　道太

参議院議長　木村　睦男殿

昭和六十年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律

（所得税の特例）

第一条　個人が、政府から昭和六十年度の水田利用再編奨励補助金の交付を受けた場合には、当該個人の昭和六十年分の所得税については、その交付を受けた金額は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因となつた農地に係る損失又は費用として大蔵省令で定めるものの額は、その交付を受けた金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

（法人税の特例）

第二条　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人で、政府から昭和六十年度の水田利用再編奨励補助金の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属する事業年度においてその受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合において、その固定資産につき、その取得又は改良に充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額し又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2　前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の水田利用再編奨励補助金の交付を受けた日の属する事業年度の翌事業年度開始の日からその交付を受けた日以後二年を経過する日までの期間内に、その受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

〔山本富雄君登壇、拍手〕

○山本富雄君　ただいま議題となりました昭和六十年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、衆議院大蔵委員長提出によるものでありまして、昭和六十年度に政府から交付される水田利用再編奨励補助金について、個人が交付を受けるものはこれを一時所得とみなし、農業生産法人が交付を受けるものは、交付を受けた後二年以内に固定資産の取得または改良に充てた場合には圧縮記帳の特例を認めることにより、それぞれ税負担の軽減を図ろうとするものであります。

なお、本法律施行に伴う昭和六十年度の租税の減収額は約八億円と見込まれております。

委員会におきましては、今後の稲作についての政府の基本方針、補助金支給の実態及び課税の特例による過去の実績、農地の地力増進についての政府の対応策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（木村睦男君）　これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（木村睦男君）　過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

○議長（木村睦男君）　日程第三　昭和六十年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長増岡康治君。

審査報告書

昭和六十年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年二月十四日

地方行政委員長　増岡　康治

参議院議長　木村　睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方財政の状況にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、昭和六十年度分として交付すべき地方交付税の総額及び同年度分の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金の額の算定について特別措置等を講じようとするもので、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

昭和六十年度の地方交付税の総額は、同年度当初予算に計上された総額とされるため、交付税及び譲与税配付金特別会計の地方交付税に係る歳入歳出に変動はない。

附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、次の点について善処すべきである。

昭和六十二年度以降において減額することとされている額相当額の減額の時期及び金額を定めるにあたつては、交付税特別会計借入金の償還を昭和六十六年度以降に繰り延べている等地方財政の厳しい状況を十分考慮し、所要の交付税総額の確保に支障を生じないようにすること。

右決議する。

昭和六十年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十一年二月十三日

衆議院議長　坂田　道太

参議院議長　木村　睦男殿

昭和六十年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律

昭和六十年度の地方交付税の総額の特例等

（地方交付税の総額の特例）

第一条　昭和六十年度分として交付すべき地方交付税の総額に係る地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第六条第二項の規定による額の算定については、昭和六十年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額は、同年度の一般会計の当初予算に計上された所得税、法人税及び酒税の収入見込額（以下「所得税、法人税及び酒税の昭和六十年度当初収入見込額」という。）とする。

2　昭和六十一年度以降の各年度分として交付すべき地方交付税の総額に係る地方交付税法第六条第二項の規定による額の算定については、昭和六十年度の一般会計予算に計上された所得税、法人税及び酒税の昭和六十年度補正後収入見込額（以下「所得税、法人税及び酒税の昭和六十年度補正後収入見込額」

という。）のそれぞれ百分の三十二に相当する額の合算額を、同年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の三十二に相当する額の合算額として交付した額とみなして、同年度における地方交付税で、まだ交付していない額又は同年度において交付すべきであつた額を超えて交付した額を算定するものとする。

（交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れの特例）

第二条　昭和六十年度分の交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百二号）第四条の規定による一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金の額の算定については、昭和六十年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額は、所得税、法人税及び酒税の昭和六十年度当初収入見込額とする。

2　昭和六十一年度以降の各年度分の交付税及び譲与税配付金特別会計法第四条の規定による一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金の額の算定については、所得税、法人税及び酒税の昭和六十年度補正後収入見込額のそれぞれ百分の三十二に相当する金額の合算額を、昭和六十年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の三十二に相当する金額の合算額として繰り入れた額とみなして、同年度における地方交付税法による地方交付税に相当する金額で、まだ当該会計に繰り入れていない額又は同年度において当該地方交付税に相当する金額を超えて当該会計に繰り入れた額を算定するものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　昭和六十二年度以降の各年度分として交付すべき地方交付税の総額については、法律の定めるところにより、所得税、法人税及び酒税の昭和六十年度当初収入見込額のそれぞれ百分の三十二に相当する額の合算額から所得税、法人税及び酒税の昭和六十年度補正後収入見込額のそれぞれ百分の三十二に相当する額の合算額を控除した額以内の額を減額する措置を講ずることとする。

〔増岡康治君登壇、拍手〕

○増岡康治君　昭和六十年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

今回の補正予算においては、地方交付税の算定基礎である国税三税の収入見込み額が四千三百九十億円減少になることとなりましたが、本法律案は、地方財政の現況にかんがみ、昭和六十年度分の地方交付税の総額の算定に当たっては歳入見込み額の減少に伴う交付税の落ち込み分に相当する額千四百四億八千万円はこれを減額しないこととし、当初予算に計上された額を確保する等所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、交付税総額の特例措置に係る減額規定の取り扱い等について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、討論の後、採決を行いましたところ、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては、減額規定に関連し、所要交付税額の確保について善処すべきである旨の附帯決議が行われました。

以上、御報告いたします。（拍手）

○議長（木村睦男君）　これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（木村睦男君）　過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長（木村睦男君）　**日程第四　特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法案（内閣提出、衆議院送付）**を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長下条進一郎君。

審査報告書

特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十一年二月十四日

商工委員長　下条進一郎

参議院議長　木村　睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国経済の国際化等内外の著しい構造的環境変化に対応して中小企業者が行う事業転換の円滑化を図るため、また、円高等の国際経済事情の急激な変化により事業活動に支障を生じている中小企業者の経営安定を図るため、金融・税制上の特別措置等を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、近年における経済的事情の著しい変化によつて深刻な影響を受けている中小企業者に対する振興・助成施策の一層の拡充、推進を図ること。

二、本法第二条及び第九条による業種の指定にあたつては、弾力的、機動的に対処すること。

三、政府系中小企業金融機関等による国際経済調整対策等特別貸付が行われるにあたつては、その担保条件等について弾力的運用がなされるとともに、融資手続等の迅速化が図られるよう指導すること。

四、今後とも国際経済調整対策等特別貸付制度の貸付条件の緩和に努めるとともに、政府系中小企業金融機関等の貸付金の返済猶予についても中小企業者の実情に応じ弾力的に措置するよう検討を加えること。

五、特定中小企業者が事業の転換を行いあるいは事業活動の縮小を余儀なくされた場合に必要な雇用安定対策については万全の努力を傾けるとともに、事業転換計画の承認にあたつては、できる限り労働者の意見が反映されるよう都道府県を指導すること。

六、事業の転換の実施について必要な指導及び助言を行うにあたつては、関係機関の協力を得て総合的に実施するよう都道府県を指導するとともに、これに対する国の助成を充実するよう努めること。

右決議する。

特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十一年二月十三日

衆議院議長　坂田　道太

参議院議長　木村　睦男殿

特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法案

特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　事業転換対策（第三条―第八条）
第三章　緊急経営安定対策（第九条―第十二条）
第四章　その他の特定中小企業者に対する措置等（第十三条―第十八条）
第五章　雑則（第十九条―第二十二条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、近年における貿易構造その他の経済的事情の著しい変化にかんがみ、特定中小企業者に対し、その事業の転換を円滑にするための措置を講じ、あわせて特定中小企業者のうち最近の貿易事情その他の国際経済に係る事情の急激な変化により事業活動に支障を生じているものに対する経営の安定のための緊急の措置を講ずること等により、特定中小企業者の国際経済環境等の変化への適応を円滑化し、も

つて国民経済の国際経済環境と調和のある健全な発展に資することを目的とする。

（定義等）

第二条　この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一　資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二　資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三　資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四　企業組合

五　協業組合

六　事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

2　この法律において「特定中小企業者」とは、中小企業者であつて次の各号の一に該当するものをいう。

一　その業種に属する事業の目的物たる物品の輸出が貿易構造の著しい変化により減少することその他の経済的事情の著しい変化によつて生ずる事態であつて政令で定めるものに起因して、当該事業を行う相当数の中小企業者の事業活動に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる業種として主務大臣が指定するもの

二　前号の規定により主務大臣が指定する業種以外の業種であつて次の要件に該当する業種として主務大臣が地域を限つて指定するものに属する事業を行うもの

イ　その業種に属する中小企業者の事業活動の一部が特定の地域に集中して行われていること。

ロ　前号の政令で定める事態に起因して、その地域内においてその業種に属する事業を行う相当数の中小企業者の事業活動に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められること。

三　前二号の規定により主務大臣が指定する業種以外の業種に属する事業を行う中小企業者であつて、その者と同一の業種に属する相当数の中小企業者につきその事業の目的物たる物品の特定の仕向地への輸出が当該仕向地に係る貿易構造の著しい変化により減少することその他の経済的事情の著しい変化によつて生ずる事態であつて政令で定めるものが生じていると認められるもの

3　主務大臣は、前項第一号の規定による指定をしようとするときは、通商産業大臣に協議し、かつ、中小企業近代化審議会の意見を聴かなければならない。

4　主務大臣は、第二項第二号の規定による指定をしようとするときは、通商産業大臣に協議し、かつ、当該地域を管轄する都道府県知事及び中小企業近代化審議会の意見を聴かなければならない。

第二章　事業転換対策

（事業転換計画の承認）

第三条　特定中小企業者であつてその事業活動の状況が主務省令で定める基準に該当するものは、その事業の転換を行おうとするときは、当該事業の転換に関する計画（以下「事業転換計画」という。）を作成し、これをその住所地を管轄する都道府県知事に提出して、その事業転換計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2　事業転換計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　事業の転換の内容

二　事業の転換の実施時期

三　事業の転換に伴う設備の設置又は廃棄若しくは譲渡に関する事項

四　事業の転換に伴う労務に関する事項

五　事業の転換を行うのに必要な資金の額及びその調達方法

3　都道府県知事は、第一項の承認の申請があつた場合において、その事業転換計画が、当該事業の転換を行う特定中小企業者の能力を有効かつ適切に発揮することができるものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

4　都道府県知事は、第一項の承認に際し、主務省令で定めるところにより、その申請をした者が特定中小企業者に該当する旨を確認するものとする。

（事業転換計画の変更等）

第四条　前条第一項の承認を受けた特定中小企業者（以下「承認特定中小企業者」という。）は、当該承認に係る事業転換計画を変更しようとするときは、同項の承認をした都道府県知事の承認を受けなければならない。

2　都道府県知事は、承認特定中小企業者が承認に係る事業転換計画（前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認事業転換計画」という。）に従つて事業の転換を行つていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3　前条第三項の規定は、第一項の承認について準用する。

（事業転換円滑化計画の承認）

第五条　商工組合その他の政令で定める法人であつて、相当数の特定中小企業者を直接又は間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とするもの（以下「特定商工組合等」という。）は、新商品又は新技術の研究開発、需要の開拓、研修、情報の提供その他の事業であつて構成員たる中小企業者の事業の転換の円滑化を図るためのもの（以下「事業転換円滑化事業」という。）を実施しようとするときは、その事業転換円滑化事業に関する計画（以下「事業転換円滑化計画」という。）を作成し、これを当該特定商工組合等の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、その事業転換円滑化計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2　事業転換円滑化計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　事業転換円滑化事業の目標

二　事業転換円滑化事業の内容及び実施時期

三　事業転換円滑化事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

四　特定商工組合等が、その構成員たる中小企業者の事業の転換の円滑化を図るために行う新商品又は新技術の研究開発に係る試験研究のための費用に充てるため、その構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあつては、その賦課の基準

3　都道府県知事は、第一項の承認の申請があつた場合において、その事業転換円滑化計画が、当該特定商工組合等の構成員たる中小企業者の事業の転換の円滑化を図るために有効かつ適切なものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

（事業転換円滑化計画の変更等）

第六条　前条第一項の承認を受けた特定商工組合等（以下「承認特定商工組合等」という。）は、当該承認に係る事業転換円滑化計画を変更しようとするときは、同項の承認を受けなければならない。

2　都道府県知事は、承認特定商工組合等が承認に係る事業転換円滑化計画（前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認事業転換円滑化計画」という。）に従つて事業転換円滑化事業を実施していないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3　前条第三項の規定は、第一項の承認について準用する。

（転換関連保証についての中小企業信用保険法の特例）

第七条　中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）の保険関係であつて、転換関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認特定中小企業者が承認事業転換計画に従つて事業の転換を行うのに必要な資金に係るもの又は承認特定商工組合等が承認事業転換円滑化計画に従つて事業転換円滑化事業を実施するのに必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法第七条第一項に規定する転換関連保証（以下「転換関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項、第三条の三第一項	保険価額の合計額が	転換関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項、第三条の三第二項	当該保証をした	転換関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした
	当該債務者	転換関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2　普通保険の保険関係であつて、転換関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び同法第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険及び新技術企業化保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

3　普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、転換関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

（課税の特例）

第八条　承認特定商工組合等が、承認事業転換円滑化計画で定める賦課の基準に基づいて、その構成員たる中小企業者に対し、当該承認事業転換円滑化計画で定める新商品又は新技術の研究開発に係る試験研究（以下「承認事業転換円滑化計画に係る試験研究」という。）に必要な機械装置（工具、器具及び備品を含む。）を取得し、又は製作するための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、当該中小企業者が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、当該負担金について特別償却を行うことができる。

2　承認特定商工組合等が、承認事業転換円滑化計画で定める賦課の基準に基づいてその構成員に対し承認事業転換円滑化計画に係る試験研究のための費用に充てるための負担金を賦課した場合において、その構成員が当該負担金を納付したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該負担金について試験研究費の額が増加した場合等の課税の特例の適用があるものとする。

3　承認特定商工組合等が、承認事業転換円滑化計画で定める賦課の基準に基づいてその構成員に対し賦課した負担金の全部又は一部をもつて、承認事業転換円滑化計画に係る試験研究の用に直接供する固定資産を取得し、又は製作したときは、租税特別措置法で定めるところにより、所得の金額の計算について特別の措置を講ずる。

第三章　緊急経営安定対策

（認定）

第九条　特定中小企業者は、事業の転換を行おうとすることその他の事情のため緊急に経営の安定を図る必要がある場合には、次の各号の一に該当することについてその住所地を管轄する都道府県知事の認定を受けることができる。

一　第二条第二項第一号の規定により主務大臣が指定する業種のうち、最近の貿易事情その他の国際経済に係る事情の急激な変化であつて政令で定めるものにより、その業種に属する事業の目的物たる物品若しくはこれを使用した物品の輸出が減少し、若しくは減少する見通しがあるため、当該事業を行う相当数の特定中小企業者の事業活動に支障を生じていると認められる業種として主務大臣が指定するものに属する事業を行い、かつ、主務省令で定める基準に該当すること。

二　第二条第二項第一号の規定により主務大臣が指定する業種であつて前号の規定により主務大臣が指定する業種以外のもの及び同項第二号の規定により主務大臣が地域を限つて指定する業種のうち、次の要件に該当する業種として主務大臣が地域を限つて指定するものに属する事業を行い、かつ、主務省令で定める基準に該当するものであること。

イ　その業種に属する事業の事業活動の一部が特定の地域に集中して行われていること。

ロ　前号の政令で定める変化により、その地域内においてその業種に属する事業を行う事業者の事業の目的物たる物品若しくはこれを使用した物品の輸出が減少し、若しくは減少する見通しがあり、又はその地域内においてその業種に属する事業を行う事業者の事業の目的物たる物品に対する需要がこれと競争関係にある物品の輸入の増加により減少し、若しくは減少する見通しがあるため、その地域内において当該事業を行う相当数の特定中小企業者の事業活動に支障を生じていると認められること。

三　前二号の規定により主務大臣が指定する業種以外の業種に属する事業を行う特定中小企業者であつて、第一号の政令で定める変化により、その事業の目的物たる物品若しくはこれを使用した物品の輸出が減少し、若しくは減少する見通しがあり、若しくはその事業の目的物たる物品に対する需要がこれと競争関係にある物品の輸入の増加により減少し、若しくは減少する見通しがあり、又はその事業につきこれらに準ずる事態として政令で定める事態が生じたため、その事業活動に支障を生じていると認められ、かつ、主務省令で定める基準に該当するものであること。

2　主務大臣は、前項第二号の規定による指定をしようとするときは、当該地域を管轄する都道府県知事の意見を聴かなければならない。

3　第一項の認定の申請は、主務省令で定めるまでに行わなければならない。

4　第三条第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

（中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の延長）

第十条　都道府県は、中小企業近代化資金等助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第三条第一項に規定する貸付けに係る貸付金であつて、前条

第一項の認定を受けた特定中小企業者（以下「認定特定中小企業者」という。）に対しこの法律の施行の日前に貸し付けたもの（同法第三条第一項第二号の貸与機関が同日前に認定特定中小企業者に対しその事業の用に供する設備を譲り渡し、又は貸し付けた場合における当該設備の譲渡し又は貸付けに充てるための資金として当該貸与機関に貸し付けたものを含む。）については、同法第五条の規定にかかわらず、その償還期間を三年を超えない範囲内において延長することができる。

（国際経済関連保証についての中小企業信用保険法の特例）

第十一条　普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、国際経済関連保証（中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定特定中小企業者がその経営の安定を図るのに必要な資金に係るもの又は第二条第一項第六号に掲げる者（認定特定中小企業者であるもの又はその構成員の三分の二以上が認定特定中小企業者であるものに限る。）がその構成員たる認定特定中小企業者に対してその経営の安定を図るのに必要な資金を貸し付けるために必要な資金に係るもので、政令で定める日までに受けたものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法第十一条第一項に規定する国際経済関連保証（以下「国際経済関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項、第三条の三第一項	保険価額の合計額が	国際経済関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項、第三条の三第二項	当該保証をした	国際経済関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした
	当該債務者	国際経済関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2　普通保険の保険関係であつて、国際経済関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び同法第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険及び新技術企業化保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

3　普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、国際経済関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

4　認定特定中小企業者が、昭和六十一年一月三十一日から第九条第一項の認定を受けた日（同項の認定を第一項の政令で定める日以後に受けたときは、その政令で定める日）までの間に、その経営の安定を図るのに必要な資金につき中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証を受けたときは、その債務の保証を国際経済関連保証とみなして、前三項の規定を適用する。

（欠損金の繰戻しによる法人税の還付）

第十二条　認定特定中小企業者について欠損金が生じた場合には、租税特別措置法で定めるところにより、法人税法による法人税の欠損金の繰戻しによる還付の措置の適用があるものとする。

第四章　その他の特定中小企業者に対する措置等

（近代化施策の推進）

第十三条　国及び都道府県は、特定中小企業者が行う事業の転換を円滑にするための措置及び特定中小企業者に対する経営の安定を図るための緊急の措置と併せて、特定中小企業者の国際経済環境等の変化への適応を円滑にするため、技術の研究開発の推進、人材の養成その他の中小企業の近代化の促進に必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

（資金の確保）

第十四条　国は、承認特定中小企業者が承認事業転換計画に従つて事業の転換を行うのに必要な資金、承認特定商工組合等が承認事業転換円滑化計画に従つて事業転換円滑化事業を実施するのに必要な資金及び認定特定中小企業者がその経営の安定を図るのに必要な資金の確保に努めるものとする。

（雇用の安定等）

第十五条　国は、特定中小企業者が貿易構造その他の経済的事情の著しい変化により事業活動の縮小を余儀なくされた場合においては、その特定中小企業者の雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2　国及び都道府県は、特定中小企業者が事業の転換を行う場合又は事業活動の縮小を余儀なくされた場合においては、その特定中小企業者に雇用されていた労働者について、職業訓練の実施、就職のあつせんその他その者の職業及び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（指導及び助言）

第十六条　国及び都道府県は、承認特定中小企業者に対し、その事業の転換の実施について必要な指導及び助言を行うものとする。

2　国及び都道府県は、特定商工組合等又は特定中小企業者に対し、特定商工組合等が行うその構成員たる中小企業者の事業の転換の円滑化を図るための事業又は特定中小企業者が国際経済環境等の変化に適応するための事業を円滑に行うことができるよう必要な指導及び助言を行うものとする。

（産地への配慮）

第十七条　国及び都道府県は、特定中小企業者に対する施策の実施に当たつては、同一の業種に属する相当数の特定中小企業者が集中しており、近年における貿易構造その他の経済的事情の著しい変化又は最近の貿易事情その他の国際経済に係る事情の急激な変化によりこれらの特定中小企業者が事業活動に支障を生じているため経済活動が衰退している地域について、特にその施策の推進に配慮するものとする。

（国際経済環境等の考慮）

第十八条　国及び都道府県は、この法律に基づく事業転換対策、緊急経営安定対策その他の措置を実施するに当たつては、これらの措置が必要とされる国際経済環境その他の経済環境を考慮し、特定中小企業者がこれらの環境の変化に即してその事業の転換その他の事業を適切に実施することができるように努めるものとする。

第五章　雑則

（報告の徴収）

第十九条　都道府県知事は、承認特定中小企業者又は承認事業転換円滑化計画の実施状況について報告を求めることができる。

（事務の委任）

第二十条　この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、市町村長又は特別区の長に委任することができる。

（主務大臣等）

第二十一条　この法律における主務大臣は、次の

とおりとする。

一　第二条第二項の規定による業種の指定に関する事項については、当該業種に属する事業を所管する大臣

二　第九条第一項の規定による業種の指定に関する事項については、通商産業大臣及び当該業種に属する事業を所管する大臣

2　この法律における主務省令は、通商産業大臣及び中小企業者の事業を所管する大臣の発する命令とする。

（罰則）

第二十二条　第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項を刑を科する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（この法律の失効）

第二条　この法律は、この法律の施行の日から起算して七年を経過した日に、その効力を失う。ただし、第三章の規定は、昭和六十三年三月三十一日限り、その効力を失う。

2　前項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して七年を経過した時までに第七条の規定の適用を受けて成立している保険関係については、なお従前の例によるものとし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

3　第一項の規定にかかわらず、昭和六十三年三月三十一日までに第十一条の規定の適用を受けて成立している保険関係については、なお従前の例による。

（中小企業事業転換対策臨時措置法の廃止）

第三条　中小企業事業転換対策臨時措置法（昭和五十一年法律第八十四号）は、廃止する。

（中小企業事業転換対策臨時措置法の廃止に伴う経過措置）

第四条　前条の規定による廃止前の中小企業事業転換対策臨時措置法（以下「旧事業転換法」という。）第三条第一項の認定を受けた中小企業者に関する計画の変更の認定及び取消し、転換関連保証についての中小企業信用保険法の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

2　旧事業転換法附則第四条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

3　この法律の施行前にした行為及び第一項の規定により従前の例によることとされる報告の徴収に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方税法の一部改正）

第五条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第十三号を次のように改める。

十三　特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法（昭和六十一年法律第　号）第三条第一項の規定による承認を受けた同法第二条第二項に規定する特定中小企業者が当該承認に係る同法第三条第一項の事業転換計画に従つて行う事業の転換後の事業の用に供する土地

附則第三十二条の三第四項中「中小企業事業転換対策臨時措置法第三条第一項の規定による認定を受けた同項の計画」を「特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法第三条第一項の規定による承認を受けた同項の事業転換計画」に、「認定計画」を「承認事業転換計画」に、「昭和六十一年十二月十四日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第六条　前条の規定による改正前の地方税法第五百八十六条第二項第十三号に規定する旧事業転換法第三条第一項の規定による認定を受けた同項の計画（次項において「認定計画」という。）に係る事業の転換後の事業の用に供する土地又はその取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2　前条の規定による改正前の地方税法附則第三十二条の三第四項に規定する認定計画に係る事業の転換後の事業及び認定計画に基づく事業の転換のための事業の用に供する施設に係る地方税法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税及び同条第二項に規定する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

（産地中小企業対策臨時措置法の一部改正）

第七条　産地中小企業対策臨時措置法（昭和五十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三号を次のように改める。

三　事業の転換にあつては、特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法（昭和六十一年法律第　号）第二条第二項に規定する特定中小企業者であつて同法第三条第一項の主務省令で定める基準に該当するものが行うものであり、かつ、その計画が同条第三項の政令で定める基準に該当するものであること。

（中小企業庁設置法の一部改正）

第八条　中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号の五を次のように改める。

七の五　特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法（昭和六十一年法律第　号）の施行に関すること。

〔下条進一郎君登壇、拍手〕

○下条進一郎君　ただいま議題となりました特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、中小企業の事業転換対策及び緊急経営安定対策を講じようとするものであります。

すなわち、我が国経済の国際化等内外の著しい構造的環境変化に対応して中小企業者が行う事業転換の円滑化等を図るため、税制、金融、信用補完等助成措置を講ずるとともに、円高等の国際経済事情の急激な変化により事業活動に支障を生じている中小企業者の経営安定を図るためにも、税制、金融、信用補完等の助成措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、昨今の急激な円高が我が国産業、特に中小企業に及ぼす影響、当面の円高対策、低迷色が広がる中小企業景況対策、本法律案の実効性等について熱心な質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、日本共産党の市川理事より本法律案に対する修正案が提出されました。この修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、渡辺通商産業大臣より本修正案に反対である旨の発言がありました。

討論はなく、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、中小企業者に対する振興・助成施策の一層の拡充、推進を図るべきであるなど六項目の附帯決議が行われました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（木村睦男君）　これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（木村睦男君）　総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時三分散会

出席者は左のとおり。

議長	木村　睦男君	副議長	阿具根　登君
議員	中野　鉄造君		矢原　秀男君
	刈田　貞子君		抜山　映子君
	小西　博行君		大川　清幸君

桑名　義治君　　鶴岡　洋君
太田　淳夫君　　服部　信吾君
藤原　房雄君　　秦　豊君
井上　計君　　沖　外夫君
中野　明君　　三木　忠雄君
峯山　昭範君　　飯田　忠雄君
柳澤　錬造君　　山田　勇君
宮澤　弘君　　原田　立君
黒柳　明君　　和田　教美君
栗林　卓司君　　田代富士男君
多田　省吾君　　高桑　栄松君
中西　珠子君　　田渕　哲也君
秦野　章君　　夏目　忠雄君
鈴木　一弘君　　二宮　文造君
高木健太郎君　　伏見　康治君
藤井　恒男君　　関　嘉彦君
安井　謙君　　田中　正巳君
徳永　正利君　　中山　千夏君
木本平八郎君　　青木　茂君
下村　泰君　　青島　幸男君
守住　有信君　　石井　一二君
大浜　方栄君　　岡野　裕君
海江田鶴造君　　宮島　滉君
森山　眞弓君　　小島　静馬君
仲川　幸男君　　内藤　健君
高木　正明君　　藤井　孝男君
宮田　輝君　　沢田　一精君
佐々木　満君　　後藤　正夫君
北　修二君　　長谷川　信君
高平　公友君　　坂野　重信君
岡田　広君　　大鷹　淑子君
堀内　俊夫君　　上條　勝久君
遠藤　要君　　熊谷太三郎君
源田　実君　　藏内　修治君
植木　光教君　　岩動　道行君
石本　茂君　　服部　安司君
平井　卓志君　　中村　太郎君
土屋　義彦君　　大坪健一郎君
松尾　官平君　　板垣　正君
梶原　清君　　前島英三郎君
石井　道子君　　添田増太郎君

藤田　栄君　　吉村　真事君
吉川　芳男君　　吉川　博君
倉田　寛之君　　工藤万砂美君
志村　哲良君　　曽根田郁夫君
佐藤栄佐久君　　大河原太一郎君
関口　恵造君　　川原新次郎君
岡部　三郎君　　大木　浩君
降矢　敬義君　　真鍋　賢二君
岩崎　純三君　　遠藤　政夫君
亀長　友義君　　下条進一郎君
成相　善十君　　斎藤　十朗君
伊江　朝雄君　　亀井　久興君
井上　吉夫君　　安孫子藤吉君
坂元　親男君　　藤田　正明君
山内　一郎君　　西村　尚治君
加藤　武徳君　　初村滝一郎君
桧垣徳太郎君　　長田　裕二君
世耕　政隆君　　中山　太郎君
増田　盛君　　杉山　令肇君
野末　陳平君　　矢野俊比古君
柳川　覺治君　　水谷　力君
松岡滿寿男君　　宇都宮徳馬君
竹山　裕君　　出口　廣光君
藤野　賢二君　　星　長治君
岩本　政光君　　井上　孝君
前田　勲男君　　岩上　二郎君
谷川　寛三君　　高杉　廸忠君
林　寛子君　　山本　富雄君
堀江　正夫君　　増岡　康治君
最上　進君　　藤井　裕久君
森田　重郎君　　原　文兵衛君
河本嘉久蔵君　　梶木　又三君
嶋崎　均君　　小林　国司君
小山　一平君　　浜本　万三君
鈴木　省吾君　　古賀雷四郎君
林　連君　　安田　隆明君
山崎　竜男君　　上田　稔君
久保　亘君　　安永　英雄君
梶原　敬義君　　稲村　稔夫君
菅野　久光君　　吉川　春子君
下田　京子君　　久保田真苗君

鈴木　和美君　　近藤　忠孝君
佐藤　昭夫君　　山田　譲君
佐藤　三吾君　　大森　昭君
松前　達郎君　　安武　洋子君
内藤　功君　　安恒　良一君
大木　正吾君　　丸谷　金保君
矢田部　理君　　神谷信之助君
橋本　敦君　　野田　哲君
対馬　孝且君　　紹谷　照美君
片山　甚市君　　立木　洋君
山中　郁子君　　穐山　篤君
和田　静夫君　　松本　英一君
中村　哲君　　市川　正一君
竹田　四郎君　　村沢　牧君
上野　雄文君　　八百板　正君
瀬谷　英行君　　小柳　勇君
秋山　長造君　　上田耕一郎君

国務大臣
内閣総理大臣　中曽根康弘君
法務大臣　鈴木　省吾君
外務大臣　安倍晋太郎君
大蔵大臣　竹下　登君
文部大臣　海部　俊樹君
厚生大臣　今井　勇君
農林水産大臣　羽田　孜君
通商産業大臣　渡辺美智雄君
運輸大臣　三塚　博君
郵政大臣　佐藤　文生君
労働大臣　林　道君
建設大臣　江藤　隆美君
自治大臣
国務大臣
（国家公安委員会委員長）　小沢　一郎君
国務大臣
（内閣官房長官）　後藤田正晴君
国務大臣
（総務庁長官）　江崎　真澄君
国務大臣
（北海道開発庁長官）
（沖縄開発庁長官）　古賀雷四郎君
国務大臣
（防衛庁長官）　加藤　紘一君
国務大臣
（経済企画庁長官）　平泉　渉君
国務大臣
（科学技術庁長官）　河野　洋平君
国務大臣
（環境庁長官）　森　美秀君
国務大臣
（国土庁長官）　山崎平八郎君

議長の報告事項

去る一月三十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

大河原太一郎君　　補欠　柳川　覺治君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

予算委員会

理事　和田　静夫君（竹田四郎君の補欠）
理事　佐藤　昭夫君（内藤功君の補欠）
理事　井上　計君（伊藤郁男君の補欠）

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的　日本経済、国民生活の長期的動向、技術革新に伴う産業・雇用構造、高齢化社会、生活条件整備等についての実情調査
一、派遣委員
　水谷　力　　糸久八重子
　橋本　敦　　高木健太郎
　抜山　映子　　青島　幸男
一、派遣地　和歌山県
一、期間　二月三日及び四日の二日間
一、費用　概算二五二、四〇〇円

右のとおり議決した。よつて参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

昭和六十一年一月三十日

国民生活・経済に関する調査特別委員長　山田　譲

参議院議長　木村　睦男殿

同日議員から次の質問主意書が提出された。
沖縄の米軍基地に提供されている土地にかかる小作人の救済に関する質問主意書（喜屋武眞榮君提出）

同日本院は、裁判官訴追委員鈴木省吾君、同古賀雷四郎君の辞任を許可し、その補欠として次の者を選任した旨本院事務総長から裁判官訴追委員会委員長及び衆議院事務総長に通知した。

石本　茂君
平井　卓志君

同日本院は、検察官適格審査会委員予備委員を次のとおり選出した旨内閣に通知した。

（安孫子藤吉君の予備委員）　参議院議員　小島　静馬君
（八百板正君の予備委員）　同　海江田鶴造君

同日本院は、国土審議会委員に次の者を指名した旨内閣に通知した。

参議院議員　中村　太郎君

同日本院は、日本ユネスコ国内委員会委員に次の者を指名した旨内閣に通知した。

参議院議員　柳川　覺治君

同日議長は、国土審議会特別委員に次のとおり本院議員を推薦する旨内閣に通知した。

（東北地方開発特別委員会）　星　長治君
（九州地方開発特別委員会）　川原新次郎君

去る一日次の質問主意書を内閣に転送した。
那覇空港における米軍機の緊急着陸事件等に関する質問主意書（喜屋武眞榮君提出）
沖縄における米軍基地の早期返還に関する質問主意書（喜屋武眞榮君提出）

去る三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員
辞任　神谷信之助君
補欠　佐藤　昭夫君

社会労働委員
辞任　佐藤　昭夫君
補欠　神谷信之助君

同日議員から次の質問主意書が提出された。
在比米軍の沖縄への移駐計画に関する質問主意書（喜屋武眞榮君提出）

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

記

異動前の官職名	氏名	異動後の官職名	異動年月日
内閣法制局総務主幹事務取扱	大森　政輔	（解職）	昭六二・二・一

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百四回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣法制局総務主幹　津野　修君

同日内閣総理大臣から議長宛、内閣法制局総務主幹津野修君（同日議長承認）を第百四回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員
辞任　佐藤　昭夫君
補欠　神谷信之助君

社会労働委員
辞任　神谷信之助君
補欠　佐藤　昭夫君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員
辞任　松本　英一君
補欠　稲村　稔夫君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第八号）
安全保障会議設置法案（閣法第九号）
防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）
国立学校設置法の一部を改正する法律案（閣法第一一号）
特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法案（閣法第一二号）
商工委員会に付託

同日内閣から、地方交付税法第七条の規定に基づく昭和六十一年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書を受領した。

去る五日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員
辞任　鈴木　省吾君
補欠　長谷川　信君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一四号）
土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第一五号）
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一六号）

同日議員から次の質問主意書が提出された。

国家秘密保護法制定をめぐる動きに関する質問主意書（喜屋武眞榮君提出）

去る六日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

昭和六十年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（大蔵委員長提出）（衆第二号）

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を委員会に付託した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第六号）　法務委員会に付託
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一四号）　外務委員会に付託
土地改良法及び特定土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律案（閣法第一五号）
昭和六十年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（大蔵委員長提出）（衆第二号）　農林水産委員会に付託
特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法案（閣法第一二号）　商工委員会に付託
交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律案（閣法第一三号）　建設委員会に付託
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一六号）　選挙制度に関する特別委員会に付託

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

沖縄の米軍基地に提供されている土地にかかる小作人の救済に関する質問主意書（喜屋武眞榮君提出）
在比米軍の沖縄への移駐計画に関する質問主意書（喜屋武眞榮君提出）
国家秘密保護法制定をめぐる動きに関する質問主意書（喜屋武眞榮君提出）

去る七日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員
辞任　稲村　稔夫君
補欠　松本　英一君

同日議長において、次のとおり政治倫理審査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任　古賀雷四郎君
補欠　中村　太郎君

同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

昭和六十年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第二号）

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第一七号）
国民年金特別会計法等の一部を改正する法律案（閣法第一九号）

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを内閣委員会に付託した。

恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第一八号）

同日議員から次の質問主意書が提出された。

平和相互銀行の検査に関する質問主意書（目黒今朝次郎君提出）

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員寺田熊雄君提出四国ドック株式会社の労使紛争に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、参議院議員喜屋武眞榮君提出那覇空港における米軍機の緊急着陸事件等に関する質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、二月二十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄における米軍基地の早期返還に関する質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、三月一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、中央選挙管理会委員である左記の者は三月三十一日任期満了となるので、後任者の任命について公職選挙法第五条の二の規定に基づき本院の議決による指名を求める旨の要求書を受領した。

記

近藤　英明君
堀家　嘉郎君
伊達　秋雄君
中尾　辰義君
中沢伊登子君

同日内閣から、左記の者を国家公安委員会委員に任命したいので、警察法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（二月十三日任期満了による再任）

平岩　外四

同日内閣から、左記の者を中央社会保険医療協議会委員に任命したいので、社会保険審議会及び社会保険医療協議会法第十五条第五項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（二月十七日任期満了による再任）

伊東　光晴

（同日任期満了の伊藤善市の後任）

館　龍一郎

同日内閣から、左記の者を航空事故調査委員会委員長及び同委員に任命したいので、航空事故調査委員会設置法第六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（二月二十一日任期満了による再任）（委員長）

武田　峻

（同日任期満了の小一原正の後任）（委員）

東　昭

（同日任期満了による再任）（同）

榎本　善臣

（同）（同）

幸尾　治朗

（同日任期満了の糸永吉運の後任）（同）

西村　淳

同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

（二月十五日任期満了による再任）

浦田　純一

（同）

溝邊　秀郎

去る十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　内藤　功君

補欠　小笠原貞子君

運輸委員

辞任　小笠原貞子君

補欠　内藤　功君

議院運営委員

辞任　名尾　良孝君

補欠　佐藤栄佐久君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案（閣法第二〇号）

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを運輸委員会に付託した。

踏切道改良促進法の一部を改正する法律案（閣法第二一号）

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

平和相互銀行の検査に関する質問主意書（目黒今朝次郎君提出）

同日内閣から、参議院議員喜屋武眞榮君提出沖縄の米軍基地に提供されている土地にかかる小作人の救済に関する質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、三月一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員喜屋武眞榮君提出在比米軍の沖縄への移駐計画に関する質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、二月十九日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、参議院議員喜屋武眞榮君提出国家秘密保護法制定をめぐる動きに関する質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、三月一日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から、健康保険法第七十一条ノ四第六項の規定に基づく政府の管掌する健康保険の保険料率の変更についての報告を受領した。

一昨十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　小笠原貞子君

補欠　内藤　功君

地方行政委員

辞任　大河原太一郎君

補欠　倉田　寛之君

運輸委員

辞任　倉田　寛之君

補欠　大河原太一郎君

内藤　功君　　小笠原貞子君

予算委員

辞任　桑名　義治君

補欠　原田　立君

上田耕一郎君　　神谷信之助君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

昭和六十年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案（閣法第三号）

地方行政委員会に付託

昭和五十九年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律案（閣法第一号）

大蔵委員会に付託

特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法案（閣法第一二号）

商工委員会に付託

昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二号）

建設委員会に付託

昭和六十年度一般会計補正予算（第1号）（閣予第一号）

昭和六十年度特別会計補正予算（特第1号）（閣予第二号）

予算委員会に付託

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。

中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第二二号）

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案（閣法第二三号）

同日議員から次の質問主意書が提出された。

行政改革の実施方針に関する質問主意書（伏見康治君提出）

昨十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任　内藤　功君

補欠　安武　洋子君

柳澤　錬造君　　三治　重信君

地方行政委員

辞任　岩上　二郎君

補欠　宮島　滉君

古賀雷四郎君　　岩本　政光君

（国会法第四十二条第二項但書の規定によるもの）

（国会法第四十二条第三項の規定によるもの）

上野　雄文君
志苫　裕君
三治　重信君

大蔵委員
辞任
伊江　朝雄君
福岡日出麿君
宮島　滉君
村沢　牧君
補欠
関口　恵造君
石井　道子君
岩上　二郎君
志苫　裕君

文教委員
辞任
久保　亘君
補欠
福間　知之君

社会労働委員
辞任
石井　道子君
関口　恵造君
補欠
福岡日出麿君
伊江　朝雄君

農林水産委員
辞任
稲村　稔夫君
補欠
上野　雄文君

商工委員
辞任
福間　知之君
補欠
久保　亘君

建設委員
辞任
安武　洋子君
補欠
内藤　功君

予算委員
辞任
金丸　三郎君
田中　正巳君
村上　正邦君
岩本　政光君
高杉　廸忠君
田　英夫君
補欠
工藤万砂美君
矢野俊比古君
石井　道子君
岩上　二郎君
小柳　勇君
宇都宮徳馬君

決算委員
辞任
石井　道子君
矢野俊比古君
補欠
村上　正邦君
田中　正巳君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

地方行政委員会
理事　三治　重信君（三治重信君の補欠）

稲村　稔夫君
村沢　牧君
柳澤　錬造君

大蔵委員会
理事　嶋崎　均君（伊江朝雄君の補欠）
理事　藤野　賢二君（大坪健一郎君の補欠）
理事　竹田　四郎君（赤桐操君の補欠）
理事　多田　省吾君（桑名義治君の補欠）

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

東京湾横断道路の建設に関する特別措置法案（閣法第二四号）
老人保健法等の一部を改正する法律案（閣法第二五号）
厚生省設置法の一部を改正する法律案（閣法第二六号）
生物系特定産業技術研究推進機構法案（閣法第二七号）
航空機工業振興法の一部を改正する法律案（閣法第二九号）

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表（日本国の譲許表）に掲げる譲許を修正し又は撤回するためのアメリカ合衆国との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件（閣条第一号）
関税及び貿易に関する一般協定に附属する第三十八表（日本国の譲許表）に掲げる譲許を修正し又は撤回するための欧州経済共同体との交渉の結果に関する文書の締結について承認を求めるの件（閣条第二号）
原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第三号）
所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第四号）

外務委員会に付託

農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付等に関する臨時措置法案（閣法第二八号）

農林水産委員会に付託

同日委員長から次の報告書が提出された。

昭和五十九年度における道路整備費の財源の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二号）審査報告書
昭和六十年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案（衆第二号）審査報告書
昭和六十年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案（閣法第三号）審査報告書
特定中小企業者事業転換対策等臨時措置法案（閣法第一二号）審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

サハラ・アラブ民主共和国との外交関係に関する質問主意書（立木洋君提出）

本日委員長から次の報告書が提出された。

昭和六十年度一般会計補正予算（第1号）及び昭和六十年度特別会計補正予算（特第1号）審査報告書

四国ドック株式会社の労使紛争に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

昭和六十年十二月二十四日

寺田　熊雄

参議院議長　木村　睦男殿

四国ドック株式会社の労使紛争に関する質問主意書

高松市朝日町所在の四国ドック株式会社（以下、単に「会社」という。）では、昭和五十五年五月、親会社たる三井造船株式会社常務取締役たり し河面良治氏が社長に就任して以来現在まで、自己の好まざる労働組合の壊滅をめざす露骨な不当労働行為が継続して行われ、労使紛争が絶えない。

会社には、総評所属の全日本造船機械労働組合四国ドック分会（以下、単に「分会」という。）と、第二組合たる同盟所属の全国造船機械労働組合連合会四国ドック労働組合（以下、単に「第二組合」という。）とが併存するが、河面社長は、第二組合を礼賛する一方、分会を論難し、昭和五十七年以降、毎年、春闘時の賃上げや夏季及び年末一時金要求に対して、殊更、分会が受け入れ難いことが予測される労使関係協定書の改定や新協約を前提条件として提案し、分会がこの前提条件を受諾しない限り、賃上げや一時金に関する協定を結ばないというかたくなな態度をとり続けたばかりか、分会との団体交渉をも拒否する戦術をとっている。

一方、第二組合は、常に労使関係協定書に関する会社提案を受諾するため、賃上げ及び一時金についての協定が難無く成立して、その組合員が新賃金及び一時金の支払を受けるのに反し、分会所属組合員は、毎年、数カ月遅れて支払を受ける差別的取扱いのパターンが続き、生活に窮する分会組合員の離脱現象が生じている。

かかる事態にかんがみ、政府は、次の事項を明らかにされたい。

一　政府は、かくのごとき陰惨なる労使紛争の実体を把握しているのかどうか。もし、把握していなければ、速やかに調査の上、その経過と現状を明らかにされたい。

二　企業内に二つの労働組合が併存する場合、企業が賃上げや一時金について一方の労働組合が受け入れ難いことが予測される前提条件を提示して譲らず、そのため、これらに関する協定が容易に成立しないのに反し、もう一方の労働組合は右の前提条件を受諾して団体交渉を妥結させ、いち早く賃上げや一時金協定を締結するため、これら給与の支払について両組合員間に差異を生じ、一方の組合員らに深刻な生活上の困難を生ぜしめるような労務対策は明らかに不当労働行為であると考えられるがどうか。また、このようなケースについての最高裁判所の判例があれば示されたい。

三　政府は、右に述べた陰惨なる労使紛争や露骨な不当労働行為については、適切な指導を行い、その速やかな是正を図るべきであると考えるがどうか。

四　会社が、昭和五十六年中、賃上げや一時金に

関する協定締結の前提条件とし、分会がやむなくこれを受諾したものに、土曜を休日とする週休二日制の実施と引換えに他の就労日の労働時間を七時間五分から八時間に、休憩時間を四十五分から六十分に、拘束時間を八時間から九時間にそれぞれ延長した上、さらに従来の休日を一日減らすこととする労働条件の変更があり、そのため、年間の総労働時間がふえるという結果を招来した事実があつたのではないか。

そうとすると、週休二日制の実施と引換えに年間の総労働時間を増加せしめるような労務対策は、さらぬだにわが国労働者の労働時間が他の先進諸国に比して、著しく長いという国際的批判にかんがみ、労働時間の短縮をめざす政府の指導方針に反するのではないか。政府の率直な見解を伺いたい。

五　会社は、就業時間五分前に音楽を流し、管理職を動員し、自由参加という名目の下に、事実上、従業員に就業時間外の体操を強要しているのではないか。政府は、この様な事実について承知しているか。

六　会社は、従業員に対し、昼休みは十二時のサイレンが鳴つてから作業を止め、然る後、ガス・酸素・電気などを止めさせてから食堂に行くことを許し、午後は、十三時から就業という規則にもかかわらず、クレーン職場のごときは第二組合職制の指導下に、任意のサービス労働と称して就業時の十数分前から作業に就かしめ、終業は十七時のサイレンが鳴るまで作業するよう強要し、それ以後電源を切り、ガスボンベのバルブを締め、長さ三十メートル以上の二本のホースを仕舞う作業を行つて後帰宅させるため、労働時間は事実上八時間を超え、休憩時間も一時間より短縮を余儀なくされている。

かくのごとき労務管理は、明らかに労働基準法に違反するのではないか。現地の労働基準監督署は、任意の労務提供であれば法に違反しないという解釈をとつていると聞くが、経営者に比し弱い立場に在る労働者に、自発的とか任意とかいう名目をもつて、継続的に就業時間外の労務提供をなさしめることを許しては、強行法たる労働基準法は事実上骨抜きになつてしまうのではないか。

また、かかる封建的労務管理が日本企業の実体であることが外国に報道せられれば、日本の後進性の証左として一層国際的批判を招くのではないか。政府の所見を明らかにされたい。

七　分会は、不合理きわまる会社の団交拒否にかんがみ、総評その他の者に団交の権限を委任し、数度にわたる地労委の斡旋により、昭和五十九年十二月七日、ようやく会社と労使関係協定書を締結した。

この協定書は、組合活動は原則として就業時間外に行うものとしつつも、ただし書により、「執行委員が労使協議会および団体交渉に出席する場合などはこの限りでない。」という例外規定を置いている。

それにもかかわらず、会社は、分会との就業時間中の団体交渉を拒否しつづけ、その理由として、「業務多忙」を挙げている。

そのため、分会は、会社との間に、賃上げはもちろん、夏季及び年末一時金の協定が結べないのに反し、他方、第二組合は会社のいうがままに就業時間外に団交を行い、さつさとこれらに関する協定を結んだ関係上、分会組合員と第二組合員との間には、賃金や一時金の支払に関する著しい差別を生じ、分会組合員に動揺を生じている。

わが国企業の多くが労働組合と賃上げや一時金の交渉を行うのは就業時間内であるというのが、我々の認識であるが、政府はその実態をどのように把握しているか、明らかにされたい。

また、会社が、多忙を理由に就業時間内の団体交渉を一年近くも拒否し続け、賃上げや一時金に関する協定の締結を不可能にする労務対策をとつていることは、陰湿な組合いじめ以外の何物でもないと考えるが、政府の率直な見解を伺いたい。

八　およそ地労委に対し不当労働行為の申立を行つたり、団体交渉の斡旋申請をしたりすることは、労働組合の正当な行為と目されるから、地労委の調査、審問等に当たり組合が何名の役員を出頭せしめるかは、社会通念に反して著しく多数の者を出頭せしめるような場合は別として、組合が自主的に決定する問題であると考えるがどうか。政府の見解を承りたい。

然るに、会社は、従来六名の分会役員が出頭するのを認めた事例さえあるにもかかわらず、昭和六十年四月、分会が地労委の不当労働行為審査事件の調査の日に四名の執行委員を出頭せしめんとして許可を求めるや、これを三名にするよう強硬に主張して許可をなさず、四名が地労委に出頭するや全員を無断職場離脱を行つたものとして皆勤手当カットを行い、さらに、分会が陳謝しない限り地労委の審問に三名が出頭することさえも許可せず、審問を終えて帰社しても入門させないという非常識きわまる処置をとつた。まさに学校における「いじめ」と異ならない。

政府は、かかる企業の組合いじめについて、速やかに実情を把握して報告されたい。

また、かかる組合いじめについては、適切な行政指導を行うべきではないか。政府の所見を伺いたい。

九　会社は、さらに、昭和六十年九月、労使関係協定書に違反した就業規則の改定を行い、一方的に実施するという理不尽な措置をとつたといわれるが、その事実を明らかにされたい。

十　右に述べたような不当労働行為により分会が賃上げ及び一時金協定を締結し得ないため、会社は、分会組合員が定年退職する場合、賃上げ前の給与による退職金を支払い、離職証明書の記載も旧賃金で行うなど、退職者についても嫌がらせを行い、以て、分会の弱体化を図つているといわれるが、その実態を明らかにされたい。

十一　その他、会社は、昭和五十九年十二月締結の労使関係協定書を一方的に破棄して分会の組合活動を禁止又は制限するばかりか、組合事務所の貸与、構内掲示板の設置、組合員のチェック・オフなどの便宜供与を打ち切るなど、第二組合との間に著しい差別を行い、以て、分会の弱体化を図りつつあるといわれるが、その実態を明らかにせられたい。

十二　会社は、分会執行委員が会社の職制に対し、労使協議会の開催申入れを行い、その交渉がたまたま就業時間に及んだことを理由に、執行委員を五日間の出勤停止にするという非常識きわまる処置をとつたといわれるが、その実態を明らかにされたい。

十三　地労委は労働者の団結権、団体交渉権、その他の団体行動権を擁護することを主要な任務とする機関であるにもかかわらず、現実には、会社の右に述べたような不合理且つ残忍な組合対策や不当労働行為に対しては、殆んど有効な対策を講じ得ないのが実情である。

昭和二十四年までは、不当労働行為は労働組合法によつて犯罪とせられ、地労委の活動いかんによつては、それはきびしい禁圧を受けたが、その後の法改正により、それは民事上の不法行為に過ぎぬものとなつた。以来、その救済手続には長い年月を要し、公益委員がこれに時間と労力を費やすことが困難となり、不当労働行為救済の意欲さえも失いつつあるのが実状である。

従つて、憲法第二十八条の規定が実際に機能するよう不当労働行為に対する速やかな是正措置を可能とする法改正を検討すべきではないか。政府の見解を伺いたい。

十四　わが国が世界のGNPの一割を超える経済大国になつたことは喜ぶべきであるが、その陰に、労働者に対する長時間労働の強制、不当労働行為や陰湿な組合いじめによる使用者の好まざる労働組合壊滅工作と御用組合育成策とが広く行われていることは、先進諸国の批判と蔑視とを招くものと考える。

政府は、この点に留意し、資本家に気兼ねせず、近代的労使関係実現のため、熱意をもつて行政指導を行うべきであると考えるが、これについて政府の率直な見解を伺いたい。

右質問する。

昭和六十一年二月七日

内閣総理大臣　中曽根康弘

参議院議長　木村　睦男殿

参議院議員寺田熊雄君提出四国ドック株式会社の労使紛争に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員寺田熊雄君提出四国ドック株式会社の労使紛争に関する質問に対する答弁書

一について

四国ドック株式会社（以下「会社」という。）においては、昭和六十年一月以来、総評全日本造船機械労働組合四国ドック分会（以下「分会」という。）との間で、団体交渉の方法等に関し労使紛争が生じており、同年四月五日、分会から、会社を被申立人として、香川県地方労働委員会（以下「香川地労委」という。）に対し不当労働行為救済の申立てが行われ、現在、香川地労委に係属している。また、分会は、同年十一月二十七日及び同年十二月十八日、高松地方裁判所に対し会社を被告として労働時間内の団体交渉の応諾等を求めて訴えを提起する等しており、現在、同裁判所に係属している。

二について

個別具体的な使用者の行為が不当労働行為に当たるか否かについては、労働委員会等の権限である機関で判断されるものであるが、一般に、使用者の労働組合又は労働者に対する行為が労働組合を嫌悪し、その弱体化を意図する等不当労働行為意思を決定的動機とする場合には、不当労働行為が成立するものと考えられる。

なお、同一企業内に複数の労働組合が併存する場合の不当労働行為の成否に関し、最高裁判所の近時の判決では、「以上のように、複数組合併存下においては、使用者に各組合との対応に関して平等取扱い、中立義務が課せられているとしても、各組合の組織力、交渉力に応じた合理的、合目的的な対応をすることが右義務に反するものとみなさるべきではない。したがって、以上の諸点を十分考慮に入れたうえで不当労働行為の成否を判定しなければならないものであるが、団体交渉の場面においてみるならば、合理的、合目的的な取引活動とみられうべき使用者の態度であっても、当該交渉事項については既に当該組合に対する団結権の否認ないし同組合に対する嫌悪の意図が決定的動機となって行われた行為があり、当該団体交渉がそのような既成事実を維持するために形式的に行われているものと認められる特段の事情がある場合には、右団体交渉の結果としてとられている使用者の行為についても労組法七条三号の不当労働行為が成立するものと解するのが相当である。」との判断を示している（日産自動車事件　昭和五三年(行ツ)第四〇号　昭和六十年四月二十三日第三小法廷判決）。

また複数の労働組合が同一企業に併存し、前提条件を拒否した労働組合に対する一時金の支給について最高裁判所が判断した例として、日本メールオーダー事件（昭和五〇年(行ツ)七七号、七八号　昭和五十九年五月二十九日第三小法廷判決）があると承知している。

三について

政府としては、健全な労使関係の育成のため、労使関係法規の周知徹底等労使に対する啓発指導に努めてきている。また、個別具体的な労使間の紛争については適切な解決が図られるよう三者構成の労働委員会が設置されているところであり、今後とも、労働委員会がその趣旨に沿って十分機能していくよう配意してまいりたい。

四について

会社においては、昭和五十八年十月から土曜日を休日とする週休二日制が実施され、この際一日の所定労働時間を七時間五分から八時間に、休憩時間を四十五分から六十分に、拘束時間を七時間五十分から九時間に変更したと聞いている。

また、年間の所定労働時間数については、従来千九百八十三時間二十分を原則としつつ、昭和五十五年度から昭和五十七年度までの毎年度の臨時の措置として休日を一日増加させ、千九百七十六時間十五分としていたのを、昭和五十八年五月以降は、原則の千九百八十三時間二十分にしたものであり、同年十月からの週休二日制の実施と引換えに、年間の所定労働時間数を増加させたことはないと聞いている。

五について

始業時刻の約五分前から音楽放送による体操を実施しているが、不参加者に対して不利益処分を行っていないこと等から自由参加のものであると承知している。

六について

一般に、労働時間とは、使用者の指揮監督下にある時間をいい、使用者の明示の指揮がなくても黙示の指揮の下に行われている限り、労働時間に該当する。

会社の休憩時間内の準備作業等については、所轄の労働基準監督署において、労働時間の管理について改善するよう、会社に対し指導を行ったところである。

七について

団体交渉実施の時間帯に関する最近の実情について、政府は、統計的把握を行っていない。

また、団体交渉の方法等については、本来、労使当事者が自主的に決定すべき事柄であり、政府としてとかくの見解を申し述べる立場にはないが、労使双方の話合いの中から円滑なルール作りが行われるよう期待している。

八について

1　労働組合が当事者として、労働委員会の調査、審問等の手続に参加するに際し、その組合員を何名出席させるかについては、使用者との関係においては当該労働組合が自主的に決定するものであることは当然のことと考えるが、一般に労働者は就業時間内は使用者の指揮監督の下に労働に従事すべき義務を負うものであるから、委員会手続への参加が就業時間内に行われる場合には、労働組合が一方的に決定し得るものではないと考えている。

2　分会は、会社に対し、昭和六十年五月七日、組合用務承認願を提出し、組合員四人を同月八日香川地労委に出頭させるため、就業時間内の組合用務として承認するよう求めた。これに対し、会社は、三人以内であれば承認する旨等を回答したが、同月八日、組合員四人は、会社の承認を得ないまま香川地労委に審問前の調査のため出頭した。会社は、同月九日付けで「無許可の職場離脱について（警告・通告）」と題する文書を分会に送付するとともに、当該組合員四人に対して当該手当を就業規則の規定に基づき支給しなかったと聞いている。

また、同年六月から同年十二月まで六回、分会は、香川地労委へその組合員を出頭させるため会社に対して組合用務承認願を提出したが、会社は、その承認願の受理を拒否し、同年七月二十三日以降当該承認を得ないで就労しなかった組合員に対して、その日の職場復帰を拒否したと聞いている。

いずれにしても、この問題は、労使間において自主的に解決すべきものと考えている。

九について

昭和六十年九月に行われた就業規則の変更については、事業場の労働者の過半数で組織する労働組合である全国造船重機械労働組合連合会四国ドック労働組合の意見を聴取の上、実施されたと承知している。

十について

分会所属組合員である会社の従業員が、昭和六十年九月二十日会社を定年退職した際、会社は、分会との間で昭和六十年の賃金改定についての合意がなされていないため、昭和五十九年十二月七日に会社と分会が締結した労働協約に基づく賃金で計算を行った上、昭和六十年九月二十一日に同人に退職金を支給し、同人の離職証明書についても当該賃金に基づいて記載したと聞いている。

なお、会社は、分会との間で昭和六十年の賃金改定についての合意がなされれば、遅滞なく、同人に対しその差額を追加支給する予定であると聞いている。

十一について

会社は、昭和五十九年十二月七日に分会との間で締結した複数の労働協約について、昭和六十年十月四日及び同年十一月六日、分会に対し、更新を行わない旨通告し、これらの労働協約において定められた組合事務所の貸与等の便宜供与に係る条項は、すべて同年十二月六日をもって失効したと聞いている。

なお、会社は、会社内に併存する他の労働組合である全国造船重機械労働組合連合会四国ドック労働組合に対しては、会社と同組合とが締結した労働協約に基づき、現在も、組合事務所の貸与等の便宜供与を与えていると聞いている。

十二について

会社は、昭和六十年一月二十五日に分会の役員五人が行った行為が会社の就業規則に定める懲戒事由に該当するとして、当該五人を同年四月一日から同月五日までの間出勤停止処分にしたと聞いている。

十三について

現行の不当労働行為制度を導入した昭和二十四年の労働組合法の改正は、それまでの制度においては不当労働行為について労働委員会は使用者の処罰を請求し得ても、例えば解雇そのものに対する救済については、被解雇者自身が民事訴訟をもって解雇無効等の裁判を求めなければならず、金銭的時間的余裕をもたない労働者にとって救済に欠けるところがあったことから、労働委員会の原状回復命令等労働者及び労働組合の権利の回復のための迅速な処分手続を定めることにより、不当労働行為の防止及び是正のための有効適切な措置を講ずることとしたものである。政府としては、現行の不当労働行為制度が、その趣旨に沿った機能を十分果たしてきていると考えているが、今後とも不当労働行為制度が一層円滑に機能するよう配意してまいりたい。

十四について

政府は、従来から関係機関を通じ、労使に対して必要な助言等を行ってきたところであるが、今後とも必要に応じ労使の話合いを促進する措置を講ずる等労使関係の安定のために努力してまいりたい。

〔参照〕

二月十五日議長において、左のとおり議席を変更した。

七六　藤井　孝男君
一一六　名尾　良孝君
一二〇　佐藤栄佐久君
一八〇　山本　富雄君
一八四　藤井　裕久君

第三号中正誤

ページ	段	行
三	二	八

誤　防衛

正　防御

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　大蔵省印刷局　電話　東京　五八二　四二一一（大代）　〒105

定価一部一一〇円